

留しないよう適切な措置を講じること。

#### 1-6 暖房機器等による室内空気汚染の防止

住宅に燃焼系の暖房機器又は給湯機器を設置する場合にあっては、室内空気汚染をできる限り防止するための措置を講じるものとする。

#### 1-7 暖房及び冷房に関わるエネルギー効率の確保

住宅に暖房システム又は冷房システムを設置する場合にあっては、当該システムの使用方法及びエネルギー効率を考慮するよう努めるものとする。

#### 1-8 防暑のための通気経路の確保

夏期の防暑上通風が有効である地域における住宅について、防犯及び騒音防止の観点から生活上支障のない範囲で通気経路の確保に努めるものとする。

#### 1-9 特定建築物の所有者(所有者と管理者が異なる場合にあっては、管理者。以下同じ。)は、次に掲げる事項に配慮し、住宅の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止を図ること。

- (1) 熱の損失が増大しないよう採用した窓の配置等の維持保全をすること。
- (2) 外壁、屋根、床、窓及び開口部の清掃、補修等により、これらの断熱性の維持保全をすること。
- (3) 窓からの日射の制御状態の点検等により、日射による熱負荷の低減措置の維持保全をすること。
- (4) 気密性の確保、防露性能の確保、室内空気汚染の防止などに十分配慮すること。

### 2 空気調和設備に係るエネルギーの効率的利用

2-1 建築主等は、次に掲げる事項に配慮し、空気調和設備(戸建住宅に設けるもの並びに重ね建住宅、連続住宅及び共同住宅において住戸ごとに設けるものを除く。以下2において同じ。)に係るエネルギーの効率的利用を図ること。

- (1) 室等の空気調和負荷の特性等に配慮して空気調和設備のシステムの計画を策定すること。
- (2) 風道、配管等におけるエネルギーの損失の少ない熱搬送設備計画を策定すること。
- (3) 適切な空気調和設備の制御方法を採用すること。
- (4) エネルギーの利用効率の高い熱源システムを採用すること。

2-2 特定建築物の所有者は、次に掲げる事項に配慮し、空気調和設備に係るエネルギーの効率的利用を図ること。

- (1) 室等の空気調和負荷の特性等に配慮した空気調和設備のシステムの維持保全をすること。
- (2) 風道、配管等の点検、補修等により、エネルギーの損失が増大しないよう採用した熱搬送設備の維持保全をすること。
- (3) 熱源機器、ポンプ、空気調和機等の作動状況の点検等により、採用した空気調和設備の制御方法の維持保全をすること。
- (4) 熱源システムの点検等により、採用した熱源システムのエネルギーの利用効率を維持すること。

### 3 空気調和設備以外の機械換気設備に係るエネルギーの効率的利用

3-1 建築主等は、次に掲げる事項に配慮し、機械換気設備(空気調和設備以外の機械換気設備であって、戸建住宅に設けるもの並びに重ね建住宅、連続住宅及び共同住宅において住戸ごとに設けるものを除く。以下3において同じ。)に係るエネルギーの効率的利用を図ること。

- (1) 風道等におけるエネルギーの損失の少ない計画を策定すること。
- (2) 適切な機械換気設備の制御方式を採用すること。
- (3) 必要な換気量に応じた適切な能力で、かつ、エネルギーの利用効率の高い機器を採用すること。

3-2 住宅に設ける定格出力が5.5キロワット以上の機械換気設備に関して3-1に掲げる事項に係る措置が的確に実施されているかどうかについての判断は3-3によるものとする。ただし、延べ面積が5,000平方メートル以下の住宅に設ける定格出力が5.5キロワット以上の機

機械換気設備に関しては、3-3によるほか3-4によることができる。

3-3 住宅に設ける機械換気設備が1年間に消費するエネルギー量（以下「換気消費エネルギー量」という。）で熱量に換算したものを、同期間における当該住宅の仮想換気消費エネルギー量で熱量に換算したもので除して得た数値が、1.0以下となるようにするものとする。この場合において、エネルギーの量の熱量への換算は、別表第3の左欄に掲げるエネルギーにあつては同表の右欄に掲げる数値（エネルギー利用効率化設備等を設置することにより同表の右欄に掲げる数値を下回る数値が算定できる場合においては、当該数値）によるものとし、その他のエネルギーにあつては組成等の実況によるものとするほか、換気消費エネルギー量及び仮想換気消費エネルギー量は、次の(1)及び(2)に定めるところによるものとする。

(1) 換気消費エネルギー量は、次のイからハに掲げる機器によって1年間に消費される電力量を合計したものとする。

イ 給気機

ロ 排気機

ハ その他換気設備の種類に応じて必要となる機器

(2) 仮想換気消費エネルギー量は、次の式によって計算したものとすること。

$$E=Q \times T \times 3.676 \times 10^{-4}$$

この式において、E、Q及びTは、それぞれ次の数値を表すものとする。

E 仮想換気消費エネルギー量（単位 キロワット時）

Q 計画換気量（単位 1時間につき立方メートル）

T 年間運転時間（単位 時間）

3-4 3-2のただし書に掲げる延べ面積が5,000㎡以下の住宅に設ける定格出力が5.5キロワット以上の機械換気設備のうちエネルギーの使用上主要なもので空気調和を行わない室に設けるものに関しては、次の各項目に係る措置状況に応じてそれぞれ次の表に掲げる点数の合計に、80を加えた数値が100以上となるようにするものとする。

項目	措置状況	点数
制御方法	濃度制御を駐車場の全てに対して採用又は在室検知制御、温度感知制御、照明連動制御若しくはタイムスケジュール制御を駐車場以外の機械換気設備を設ける室（空気調和を行わない室に限る。以下この表において同じ。）の数の2/3以上に対して採用	40
	濃度制御を駐車場の合計面積の1/2以上に対して採用又は在室検知制御、温度感知制御、照明連動制御若しくはタイムスケジュール制御を駐車場以外の機械換気設備を設ける室の数の1/3以上に対して採用	20
	上記に掲げるもの以外	0
高効率低圧三相かご形誘導電動機を採用している割合	電動機の2/3以上	40
	電動機の1/3以上2/3未満	20
	電動機の1/3未満	0
給気機及び排気機による換気	駐車場の合計面積の1/2以下に対して採用又は機械換気設備を設ける室のすべてに対して不採用	10
	上記に掲げるもの以外	0

1 「濃度制御」とは、一酸化炭素又は二酸化炭素の濃度による制御の方法をいう。  
 2 「駐車場」とは、駐車のための施設の用途に供する室をいう。  
 3 「高効率低圧三相かご形誘導電動機」とは、日本工業規格C4212（高効率低圧三相かご形誘導電動機）に規定する高効率低圧三相かご形誘導電動機をいう。

3-5 特定建築物の所有者は、次に掲げる事項に配慮し、機械換気設備に係るエネルギーの効率的利用を図ること。

- (1) 風道等におけるエネルギーの損失の少ない計画を適切に維持すること。
- (2) 送風機等の稼働状態の点検等により、採用した機械換気設備の制御方法の動作を適切に維持すること。
- (3) 機器の点検や清掃等により、採用した機器の換気能力及びエネルギーの利用効率を維持すること。

#### 4 照明設備に係るエネルギーの効率的利用

4-1 建築主等は、次に掲げる事項に配慮し、照明設備（戸建住宅に設けるもの並びに重ね建住宅、連続住宅及び共同住宅において住戸ごとに設けるものを除く。以下4において同じ。）に係るエネルギーの効率的利用を図ること。

- (1) 照明効率の高い照明器具を採用すること。
- (2) 適切な照明設備の制御方法を採用すること。
- (3) 保守管理に配慮した設置方法とすること。
- (4) 照明設備の配置、照度の設定、室等の形状及び内装仕上げの選定等を適切に行うこと。

4-2 住宅に設ける照明設備（主として居住環境上必要な照明を確保するため屋内に設けられたものに限る。ただし、避難用、救命用その他特殊な目的のための照明設備についてはこの限りではない。以下4において同じ。）に関して4-1に掲げる事項に係る措置が的確に実施されているかどうかについての判断は、4-3によるものとする。

4-3 住宅に設ける照明設備が1年間に消費するエネルギーの量（以下「照明消費エネルギー量」という。）で熱量に換算したものを、同期間における当該住宅の仮想照明消費エネルギー量で熱量に換算したもので除して得た数値が、1.0 以下となるようにするものとする。この場合において、エネルギーの量の熱量への換算は、別表第3の左欄に掲げるエネルギーにあつては同表の右欄に掲げる数値（エネルギー利用率化設備等を設置することにより同表の右欄に掲げる数値を下回る数値が算定できる場合においては、当該数値）によるものとし、その他のエネルギーにあつては組成等の実況によるものとするほか、照明消費エネルギー量及び仮想照明消費エネルギー量は、次の(1)及び(2)に定めるところによるものとする。

(1) 照明消費エネルギー量は、次の式によって照明区画（照明器具の種類、照明設備の制御の方法及び配置、照度の設定、室等の形状並びに内装仕上げが同一の部分のことをいう。以下4において同じ。）について計算した照明消費電力量を合計したものとすること。

$$E_T = W_T \times A \times T \times F / 1,000$$

この式において、 $E_T$ 、 $W_T$ 、 $A$ 、 $T$ 及び $F$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$E_T$  各照明区画の照明消費電力量（単位 キロワット時）

$W_T$  各照明区画の照明消費電力（単位 1平方メートルにつきワット）

$A$  各照明区画の床面積（単位 平方メートル）

$T$  各照明区画の年間照明点灯時間（単位 時間）

$F$  照明設備の制御の方法に応じてそれぞれ次の表に掲げる係数（特別の調査又は研究の結果に基づいて算出する場合においては、当該算出による係数によることができる。）

制御の方法	係数
タイムスケジュール制御	0.70
人感センサーによる検知制御（ON・OFF制御）	0.80
人感センサーによる検知制御（調光制御）	0.85
適正照度制御（初期照度補正）	0.90
明るさ感知による自動点滅制御	
昼光利用照明制御	1.00
その他	

(2) 仮想照明消費エネルギー量は、次の式によって各照明区画について計算した仮想照明消費電力量を合計したものとすること。

$$E_s = W_s \times A \times T \times Q / 1,000$$

この式において、 $E_s$ 、 $W_s$ 、 $A$ 、 $T$ 及び $Q$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$E_s$  各照明区画の仮想照明消費電力量（単位 キロワット時）

$W_s$  各照明区画の標準照明消費電力（単位 1平方メートルにつきワット）

$A$  各照明区画の床面積（単位 平方メートル）

$T$  各照明区画の年間照明点灯時間（単位 時間）

$Q$  照明設備の種類に応じて次の表に掲げる係数（特別の調査又は研究の結果に基づいて算出する場合においては、当該算出による係数によることができる。）

照明設備の種類	係数
まぶしさを制御するための反射板形状の工夫、ルーバー・透光性カバーの採用など、特別の措置が講じられている照明設備	1.3
その他	1.0

4-4 特定建築物の所有者は、次に掲げる事項に配慮し、照明設備に係るエネルギーの効率的利用を図ること。

- (1) 照明器具の点検、清掃等により、採用した照明器具の照明効率を維持すること。
- (2) 照明設備の作動状態の点検等により、採用した照明設備の制御方法の維持保全をすること。
- (3) 保守管理に配慮して採用した設置方法の維持保全をすること。
- (4) 照明設備の配置、照度、室等の形状及び内装仕上げ等の維持保全をすること。

## 5 給湯設備に係るエネルギーの効率的利用

5-1 建築主等は、次に掲げる事項に配慮し、給湯設備（戸建住宅に設けるもの並びに重ね建住宅、連続住宅及び共同住宅において住戸ごとに設けるものを除く。以下5において同じ。）に係るエネルギーの効率的利用を図ること。

- (1) 配管経路の短縮、配管の断熱等に配慮した適切な配管設備計画を策定すること。
- (2) 適切な給湯設備の制御方法を採用すること。
- (3) エネルギーの利用効率の高い熱源システムを採用すること。

5-2 特定建築物の所有者は、次に掲げる事項に配慮し、給湯設備に係るエネルギーの効率的利用を図ること。

- (1) 配管の点検、補修等により、エネルギーの損失が増大しないよう採用した配管設備の維持保全をすること。
- (2) 熱源機器、ポンプ等の作動状態の点検等により、採用した給湯設備の制御方法の維持保全をすること。
- (3) 熱源システムの点検等により、採用した熱源システムのエネルギーの利用効率を維持すること。

## 6 昇降機に係るエネルギーの効率的利用

6-1 建築主等は、次に掲げる事項に配慮し、昇降機（戸建住宅に設けるもの並びに重ね建住宅、連続住宅及び共同住宅において住戸ごとに設けるものを除く。以下6において同じ。）に係るエネルギーの効率的利用を図ること。

- (1) 適切な昇降機の制御方式を採用すること。
- (2) エネルギーの利用効率の高い駆動方式を採用すること。
- (3) 必要な輸送能力に応じた適切な設置計画を採用すること。

6-2 住宅に設ける昇降機のうちエレベーターに関して6-1に掲げる事項に係る措置が的確に実施されているかどうかについての判断は、6-3によるものとする（当該住宅の階数が1以上3以下の場合、当該住宅の階数が4以上15以下で、かつ、エレベーターが2台以上設置された場合又は当該住宅の階数が16以上で、かつ、エレベーターが3台以上設置された場合に限

る。)。ただし、延べ面積が 5,000 平方メートル以下の共同住宅の共用部分に設ける昇降機のうちエレベーターに関しては、6-3 によるほか 6-4 によることができる。

6-3 住宅に設けるエレベーターが 1 年間に消費するエネルギーの量（以下「エレベーター消費エネルギー量」という。）で熱量に換算したものを、同期間における当該住宅の仮想エレベーター消費エネルギー量で熱量に換算したもので除して得た数値が、1.0 以下となるようにするものとする。この場合において、エネルギーの量の熱量への換算は、別表第 3 の左欄に掲げるエネルギーにあつては同表の右欄に掲げる数値（エネルギー利用効率化設備等を設置することにより同表の右欄に掲げる数値を下回る数値が算定できる場合においては、当該数値）によるものとし、その他のエネルギーにあつては組成等の実況によるものとするほか、エレベーター消費エネルギー量及び仮想エレベーター消費エネルギー量は、次の(1)及び(2)に定めるところによるものとする。

(1) エレベーター消費エネルギー量は、次の式によって各エレベーターについて計算したエレベーター消費電力量を合計したものとすること。

$$E_T = L \times V \times F_T \times T / 860$$

この式において、 $E_T$ 、 $L$ 、 $V$ 、 $F_T$ 及び $T$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$E_T$  エレベーター消費電力量（単位 キロワット時）

$L$  積載質量（単位 キログラム）

$V$  定格速度（単位 1分間につきメートル）

$F_T$  速度制御方式に応じてそれぞれ次の表に掲げる係数（特別の調査又は研究の結果に基づいて算出する場合においては、当該算出による係数によることができる。）

速度制御方式	係数
可変電圧可変周波数制御方式（電力回生制御あり）	1/45
可変電圧可変周波数制御方式（電力回生制御なし）	1/40
静止レオナード方式	1/35
ワードレオナード方式	1/30
交流帰還制御方式	1/20

$T$  年間運転時間（単位 時間）

(2) 仮想エレベーター消費エネルギー量は、各エレベーターについて計算した仮想エレベーター消費電力量に輸送能力係数を乗じて得た数値を合計したものとすること。この場合において、仮想エレベーター消費電力量及び輸送能力係数は、次のイ及びロに定めるところによるものとする。

イ 仮想エレベーター消費電力量は、次の式によって計算したものとすること。

$$E_S = L \times V \times F_S \times T / 860$$

この式において、 $E_S$ 、 $L$ 、 $V$ 、 $F_S$ 及び $T$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$E_S$  仮想エレベーター消費電力量（単位 キロワット時）

$L$  積載質量（単位 キログラム）

$V$  定格速度（単位 1分間につきメートル）

$F_S$  速度制御方式による係数（1/40）

$T$  年間運転時間（単位 時間）

ロ 輸送能力係数は、次の式によって計算したものとすること。ただし、当該住宅の階数が 6 以下又は床面積の合計が 5,000 平方メートル以下の場合には平均運転間隔（単位 秒）を 70 で除した数値（平均運転間隔が 70 秒以上の場合においては、1）とすることができる。

$$M = A_1 / A_2$$

この式において、 $M$ 、 $A_1$ 及び $A_2$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$M$  輸送能力係数

$A_1$  当該住宅の標準輸送能力（0.05）

$A_2$  5分間輸送可能人数をエレベーター利用人口で除した計画輸送能力

6-4 6-2のただし書に掲げるエレベーターのうちエネルギーの使用上主要なものに関しては、次の表に掲げる評価点の合計に、80を加えた数値が100以上となるようにするものとする。

措置状況	点数
可変電圧可変周波数制御方式（電力回生制御あり）を1台以上採用	40
可変電圧可変周波数制御方式（電力回生制御なし）を1台以上採用	20
上記に掲げるもの以外	0

6-5 特定建築物の所有者は、次に掲げる事項に配慮し、昇降機に係るエネルギーの効率的利用を図ること。

- (1) 昇降機の稼働状態の点検等により、採用した昇降機の制御方法の維持保全をすること。
- (2) 駆動装置の点検等により、採用した駆動装置のエネルギーの利用効率を維持すること。

別表第1

地域の区分	都 道 府 県 名
I	北海道
II	青森県、岩手県、秋田県
III	宮城県、山形県、福島県、栃木県、新潟県、長野県
IV	茨城県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、富山県、石川県、福井県、山梨県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県
V	宮崎県、鹿児島県
VI	沖縄県
<p>1 次の市町村にあっては、上の区分にかかわらず、I地域に区分されるものとする。</p> <p>青森県 十和田市（旧十和田湖町に限る。）、七戸町（旧七戸町に限る。）、田子町  岩手県 久慈市（旧山形村に限る。）、八幡平市、葛巻町、岩手町、西和賀町</p> <p>2 次の市町村にあっては、上の区分にかかわらず、II地域に区分されるものとする。</p> <p>北海道 函館市（旧函館市に限る。）、松前町、福島町、知内町、木古内町、八雲町（旧熊石町に限る。）、江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、せたな町（旧瀬棚町を除く。）、島牧村、寿都町</p> <p>宮城県 栗原市（旧栗駒町、旧一迫町、旧鷲沢町、旧花山村に限る。）</p> <p>山形県 米沢市、鶴岡市（旧朝日村に限る。）、新庄市、寒河江市、長井市、尾花沢市、南陽市、河北町、西川町、朝日町、大江町、大石田町、金山町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村、戸沢村、高島町、川西町、小国町、白鷹町、飯豊町</p> <p>福島県 会津若松市（旧河東町に限る。）、白河市（旧大信村に限る。）、須賀川市（旧長沼町に限る。）、喜多方市（旧塩川町を除く。）、田村市（旧都路村を除く。）、大玉村、天栄村、下郷町、檜枝岐村、只見町、南会津町、北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町、三島町、金山町、昭和村、矢吹町、平田村、小野町、川内村、飯館村</p> <p>栃木県 日光市（旧今市市を除く。）、那須塩原市（旧塩原町に限る。）</p> <p>群馬県 沼田市（旧沼田市を除く。）、長野原町、嬭恋村、草津町、六合村、片品村、川場村、みなかみ町（旧水上町に限る。）</p> <p>新潟県 十日町市（旧中里村に限る。）、魚沼市（旧入広瀬村に限る。）、津南町</p> <p>山梨県 富士吉田市、北杜市（旧小淵沢町に限る。）、西桂町、忍野村、山中湖村、富士河口湖町（旧河口湖町に限る。）</p> <p>長野県 長野市（旧長野市、旧大岡村を除く。）、松本市（旧松本市、旧四賀村を除く。）、上田市（旧真田町、旧武石村に限る。）、須坂市、小諸市、伊那市（旧長谷村を除く。）、駒ヶ根市、中野市（旧中野市に限る。）、大町市、飯山市、茅野市、塩尻市、佐久市、千曲市（旧更埴市に限る。）、東御市、小海町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、佐久穂町、軽井沢町、御代田町、立科町、長和町、富士見町、原村、辰野町、箕輪町、南箕輪村、宮田村、阿智村（旧浪合村に限る。）、平谷村、下條村、上松町、木祖村、木曾町、波田町、山形村、朝日村、池田町、松川村、白馬村、小谷村、小布施町、高山村、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、信濃町、飯綱町</p> <p>岐阜県 高山市、飛騨市（旧古川町、旧河合村に限る。）、白川村</p> <p>3 次の市町村にあっては、上の区分にかかわらず、III地域に区分されるものとする。</p> <p>青森県 青森市（旧青森市に限る。）、深浦町</p> <p>岩手県 宮古市（旧新里村を除く。）、大船渡市、一関市（旧一関市、旧花泉町、旧大東町に限る。）、陸前高田市、釜石市、平泉町</p> <p>秋田県 秋田市（旧河辺町を除く。）、能代市（旧能代市に限る。）、男鹿市、由利本荘市（旧東由利町を除く。）、潟上市、にかほ市、三種町（旧琴丘町を除く。）、八峰町、</p>	

	大瀧村
茨城県	土浦市（旧新治村に限る。）、石岡市、常陸大宮市（旧美和村に限る。）、笠間市（旧岩間町に限る。）、筑西市（旧関城町を除く。）、かすみがうら市（旧千代田町に限る。）、桜川市、小美玉市（旧玉里村を除く。）、大子町
群馬県	高崎市（旧倉瀬村に限る。）、桐生市（旧黒保根村に限る。）、沼田市（旧沼田市に限る。）、渋川市（旧赤城村、旧小野上村に限る。）、安中市（旧松井田町に限る。）、みどり市（旧東村（勢多郡）に限る。）、上野村、神流町、下仁田町、南牧村、中之条町、高山村、東吾妻町、昭和村、みなかみ町（旧水上町を除く。）、
埼玉県	秩父市（旧大滝村に限る。）、小鹿野町（旧両神村に限る。）、
東京都	奥多摩町
富山県	富山市（旧大沢野町、旧大山町、旧細入村に限る。）、黒部市（旧宇奈月町に限る。）、南砺市（旧平村、旧上平村、旧利賀村に限る。）、上市町、立山町
石川県	白山市（旧吉野谷村、旧尾口村、旧白峰村に限る。）、
福井県	大野市（旧和泉村に限る。）、
山梨県	甲府市（旧上九一色村に限る。）、都留市、山梨市（旧三富村に限る。）、北杜市（旧明野村、旧小淵沢町を除く。）、笛吹市（旧芦川村に限る。）、鳴沢村、富士河口湖町（旧河口湖町を除く。）、小菅村、丹波山村
岐阜県	中津川市（旧中津川市、旧長野県木曾郡山口村を除く。）、恵那市（旧串原村、旧上矢作町に限る。）、飛騨市（旧宮川村、旧神岡町に限る。）、郡上市（旧美並村を除く。）、下呂市（旧金山町を除く。）、東白川村
愛知県	豊田市（旧稲武町に限る。）、
兵庫県	養父市（旧関宮町に限る。）、香美町（旧香住町を除く。）、
奈良県	奈良市（旧都祁村に限る。）、五條市（旧大塔村に限る。）、生駒市、宇陀市（旧室生村に限る。）、平群町、野迫川村
和歌山県	かつらぎ町（旧花園村に限る。）、高野町
鳥取県	倉吉市（旧関金町に限る。）、若桜町、日南町、日野町、江府町
島根県	奥出雲町、飯南町、美郷町（旧大和村に限る。）、邑南町（旧石見町を除く。）、
岡山県	津山市（旧阿波村に限る。）、高梁市（旧備中町に限る。）、新見市、真庭市（旧落合町、旧久世町を除く。）、新庄村、鏡野町（旧鏡野町を除く。）、
広島県	府中市（旧上下町に限る。）、三次市（旧三次市、旧三和町を除く。）、庄原市、廿日市市（旧佐伯町、旧吉和村に限る。）、安芸高田市（旧八千代町、旧美土里町、旧高宮町に限る。）、安芸太田町（旧加計町を除く。）、北広島町（旧豊平町を除く。）、世羅町（旧世羅西町を除く。）、神石高原町
徳島県	三好市（旧東祖谷山村に限る。）、
高知県	いの町（旧本川村に限る。）、
4 次の市町村にあつては、上の区分にかかわらず、IV地域に区分されるものとする。	
福島県	いわき市、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町
栃木県	宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、小山市、真岡市、さくら市（旧氏家町に限る。）、那須烏山市、下野市、上三川町、西方町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、野木町、大平町、藤岡町、岩舟町、都賀町、高根沢町
新潟県	新潟市、長岡市（旧中之島町、旧三島町、旧与板町、旧和島村、旧寺泊町に限る。）、三条市（旧下田村を除く。）、柏崎市（旧高柳町を除く。）、新発田市、見附市、村上市（旧朝日村を除く。）、燕市、糸魚川市、上越市（旧上越市、旧柿崎町、旧大瀧町、旧頸城村、旧吉川町、旧三和村、旧名立町に限る。）、阿賀野市（旧京ヶ瀬村、旧笹神村に限る。）、佐渡市、胎内市、聖籠町、弥彦村、出雲崎町、刈羽村、粟島浦村
長野県	阿智村（旧清内路村に限る。）、大鹿村
宮崎県	都城市（旧山之口町、旧高城町を除く。）、延岡市（旧北方町に限る。）、小林市、



	えびの市、高原町、西米良村、諸塚村、椎葉村、美郷町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町
鹿児島県	伊佐市、曾於市、霧島市（旧横川町、旧牧園町、旧霧島町に限る。）、さつま町、湧水町
5	次の市町村にあつては、上の区分にかかわらず、V地域に区分されるものとする。
茨城県	神栖市（旧波崎町に限る。）
千葉県	銚子市
東京都	大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
静岡県	熱海市、下田市、御前崎市、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町（旧西伊豆町に限る。）
三重県	尾鷲市、熊野市（旧熊野市に限る。）、御浜町、紀宝町
和歌山県	御坊市、新宮市（旧新宮市に限る。）、広川町、美浜町、日高町、由良町、白浜町、すさみ町、串本町、那智勝浦町、太地町、古座川町
山口県	下関市（旧下関市に限る。）
徳島県	牟岐町、美波町、海陽町
愛媛県	宇和島市（旧津島町に限る。）、伊方町（旧伊方町を除く。）、愛南町
高知県	高知市（旧高知市、旧春野町に限る。）、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、香南市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村、いの町（旧伊野町に限る。）、大月町、三原村、黒潮町（旧大方町に限る。）
福岡県	福岡市：博多区、中央区、南区、城南区
長崎県	長崎市、佐世保市、島原市（旧島原市に限る。）、平戸市、五島市、西海市、南島原市（旧加津佐町を除く。）、長与町、時津町、小値賀町、江迎町、鹿町町、佐々町、新上五島町
熊本県	八代市（旧八代市、旧千丁町、旧鏡町に限る。）、水俣市、上天草市（旧松島町を除く。）、宇城市（旧三角町に限る。）、天草市（旧有明町、旧五和町を除く。）、芦北町、津奈木町
大分県	佐伯市（旧佐伯市、旧鶴見町、旧米水津村、旧蒲江町に限る。）
備考	この表に掲げる区域は、平成21年4月1日における行政区画によって表示されたものとする。ただし、括弧内に記載する区域は、平成13年8月1日における旧行政区画によって表示されたものとする。

別表第2

地域の区分	都道府県名 (沖縄県は対象外)
(い)	北海道、青森県、岩手県、秋田県、山形県、新潟県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、滋賀県、京都府、奈良県、鳥取県、島根県、広島県
(ろ)	宮城県、福島県、長野県、大阪府、兵庫県、岡山県、山口県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県
(は)	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県、愛知県、三重県、和歌山県、徳島県、香川県、高知県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
1 次の市町村にあつては、上の区分にかかわらず、(い)地域に区分されるものとする。	
宮城県	登米市 (旧登米町、旧豊里村、旧米山町、旧津山町を除く。)、栗原市、大崎市 (旧岩出山町、旧鳴子町に限る。)、蔵王町、七ヶ宿町、村田町、川崎町、大和町、富谷町、大衡村、色麻町、加美町
福島県	福島市、会津若松市、白河市 (旧大信村に限る。)、須賀川市 (旧須賀川市を除く。)、喜多方市、二本松市 (旧岩代町を除く。)、伊達市 (旧伊達町、旧月館町に限る。)、桑折町、国見町、川俣町、大玉村、本宮市 (旧本宮町に限る。)、鏡石町、天栄村、下郷町、檜枝岐村、只見町、南会津町、北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、会津美里町、西郷村、矢吹町、飯館村
栃木県	日光市 (旧栗山村、旧藤原町に限る。)、那須町
群馬県	嬬恋村、草津町、片品村、みなかみ町 (旧月夜野町を除く。)
長野県	長野市、松本市 (旧奈川村、旧安曇村に限る。)、須坂市、中野市、大町市、飯山市、塩尻市 (旧楯川村に限る。)、安曇野市 (旧穂高町、旧堀金村に限る。)、阿智村、平谷村、根羽村、下条村、上松町、南木曾町、木祖村、王滝村、大桑村、木曾町、生坂村、池田町、松川村、白馬村、小谷村、小布施町、高山村、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、信州新町、信濃町、小川村、中条村、飯綱町、栄村
愛知県	豊田市 (旧稲武町に限る。)
兵庫県	豊岡市、養父市、丹波市 (旧氷上町、旧青垣町、旧市島町に限る。)、朝来町、宍粟市、多可町 (旧加美町に限る。)、神河町、香美町、新温泉町
和歌山県	田辺市 (旧龍神村に限る。)、紀美野町 (旧美里町に限る。)、かつらぎ町 (旧花園村に限る。)、高野町、有田川町 (旧清水町に限る。)、日高川町 (旧美山村に限る。)
岡山県	津山市 (旧津山市を除く。)、新見市、真庭市、美作市 (旧勝田町、旧大原町、旧東粟倉村に限る。)、新庄村、鏡野町、奈義町、西粟倉村
山口県	萩市、長門市、阿武町、阿東町
徳島県	三好市 (旧三野町、旧山城町を除く。)
愛媛県	大洲市 (旧河辺村に限る。)、久万高原町、砥部町 (旧広田村に限る。)、内子町
2 次の市町村にあつては、上の区分にかかわらず、(ろ)地域に区分されるものとする。	
岩手県	宮古市 (旧新里村を除く。)、大船渡市 (旧大船渡市に限る。)、久慈市 (旧久慈市に限る。)、陸前高田市、山田町、田野畑村、普代村、野田村
茨城県	石岡市、常陸太田市 (旧水府村・旧里見村に限る。)、常陸大宮市 (旧山方町、旧美和村に限る。)、かすみがうら市 (旧千代田町に限る。)、桜川市 (旧真壁町に限る。)、大子町

栃木県	日光市（旧栗山村、旧藤原町を除く。）、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、宇都宮市（旧上河内町に限る。）、塩谷町、那珂川町
群馬県	高崎市（旧倉瀬村に限る。）、沼田市、渋川市、（旧赤城村、旧子持村、旧小野上村に限る。）、みどり市（旧東村（勢多郡）に限る。）、上野村、神流町（旧中里村に限る。）、中之条町、長野原町、六合村、高山村、東吾妻町、川場村、昭和村、みなかみ町（旧月夜野町に限る。）
埼玉県	秩父市（旧大滝村に限る。）、小鹿野町、神川町（旧神泉村に限る。）
山梨県	甲府市（旧上九一色村に限る。）、富士吉田市、山梨市（旧三富村に限る。）、北社市（旧高根町、旧長坂町、旧大泉村に限る。）、笛吹市（旧芦川村に限る。）、市川三郷町（旧三珠町に限る。）、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町（旧上九一色村、旧足和田村に限る。）
岐阜県	大垣市（旧上石津町に限る。）、多治見市、関市（旧洞戸村、旧板取村を除く。）、中津川市（旧中津川市、旧姪川村に限る。）、美濃市、瑞浪市、恵那市（旧串原村、旧上矢作町を除く。）、美濃加茂市、土岐市、可児市、山県市（旧美山町を除く。）、本巣市（旧本巣町に限る。）、郡上市（旧美並村に限る。）、下呂市（旧金山町に限る。）、海津市（旧南濃町に限る。）、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、揖斐川町（旧揖斐川町、旧谷汲村、旧春日村に限る。）、大野町、池田町、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、御嵩町
静岡県	小山町
愛知県	春日井市、豊田市（旧豊田市、旧稲武町を除く。）、犬山市、小牧市、大口町、扶桑町、設楽町、東栄町、豊根村
三重県	津市（旧芸濃町、旧白山町、旧美杉村に限る。）、松阪市（旧飯南町、旧飯高町に限る。）、名張市、亀山市、いなべ市、伊賀市、東員町、菰野町
京都府	京都市（旧京都市に限る。）、宇治市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、木津川市、大山崎町、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村
滋賀県	大津市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市（旧水口町に限る。）、野洲市、湖南市、東近江市（旧愛東町、旧湖東町を除く。）、安土町、竜王町、愛荘町（旧愛知川町に限る。）、多賀町
奈良県	奈良市（旧奈良市に限る。）、五條市（旧五條市に限る。）、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、平群町、三郷町、曾爾村、御杖村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村
和歌山県	海南市（旧海南市に限る。）、橋本市、田辺市（旧本宮町に限る。）、紀の川市、紀美野町（旧野上町に限る。）、岩出町、かつらぎ町（旧かつらぎ町に限る。）、九度山町、有田川町（旧金屋町に限る。）、日高川町（旧中津村に限る。）
広島県	広島市（旧広島市に限る。）、竹原市、三原市、尾道市（旧因島市、旧瀬戸田町を除く。）、福山市、府中市（旧府中市に限る。）、大竹市、東広島市（旧黒瀬町を除く。）、廿日市市（旧廿日市市、旧大野町に限る。）、安芸高田市（旧八千代町、旧向原町に限る。）、府中町
徳島県	吉野川市（旧鴨島町を除く。）、阿波市（旧市場町、旧阿波町に限る。）、美馬市、三好市（旧三野町、旧山城町に限る。）、つるぎ町、東みよし町
香川県	高松市（旧塩江町、旧香川町、旧香南町に限る。）、丸亀市（旧綾歌町に限る。）、観音寺市、三豊市（旧三野町、旧詫間町、旧仁尾町を除く。）、綾川町、琴平町、まんのう町
高知県	本山町、大豊町、土佐町、大川村、いの町（旧伊野町を除く。）、仁淀川

熊本県	町、越知町、樽原町、津野町（旧東津野村に限る。） 八代市（旧泉村に限る。）、菊池市（旧旭志村に限る。）、阿蘇市、美里町（旧砥用町に限る。）、大津町、南小国町、小国町、産山村、高森町、西原村、南阿蘇村、御船町、益城町、山都町、水上村
大分県	中津市（旧中津市を除く。）、日田市、竹田市（旧久住町を除く。）、宇佐市（旧宇佐市を除く。）、由布市（旧挾間町を除く。）、九重町、玖珠町
宮崎県	五ヶ瀬町
3 次の市町村には、上の区分にかかわらず、（は）地域に区分されるものとする。	
岐阜県	岐阜市、大垣市（旧神石津町を除く。）、羽島市、各務原市、瑞穂市、本巣市（旧真正町、旧糸貫町に限る。）、海津市（旧南濃町を除く。）、岐南町、笠松町、輪之内町、安八町、北方町
大阪府	大阪市、堺市、高石市、田尻町
兵庫県	神戸市、姫路市（旧家島町に限る。）、尼崎市、明石市、西宮市、洲本市、芦屋市、南あわじ市、淡路市、播磨町
岡山県	岡山市（旧御津町、旧陸部町、旧瀬戸町を除く。）、倉敷市、玉野市、笠岡市、総社市（旧総社市を除く。）、浅口市、早島町、里庄町
広島県	呉市、尾道市（旧因島市、旧瀬戸田町に限る。）、東広島市（旧黒瀬町に限る。）、廿日市市（旧宮島町に限る。）、江田島市、海田町、熊野町、坂町、大崎上島町
山口県	防府市、下松市、岩国市（旧岩国市、旧由宇町に限る。）、光市、柳井市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町
愛媛県	松山市、今治市、宇和島市（旧津島町に限る。）、上島町、松前町、伊方町（旧三崎町に限る。）、愛南町
福岡県	大牟田市、久留米市（旧城島町、旧三潯町に限る。）、柳川市、筑後市、大川市、みやま市、大木町
佐賀県	佐賀市（旧佐賀市、旧諸富町、旧川副町、旧東与賀町、旧久保田町に限る。）、小城市（旧芦刈町に限る。）、神埼市（旧千代田町に限る。）、太良町
長崎県	長崎市、佐世保市（旧佐世保市に限る。）、島原市、諫早市（旧多良見町、旧小長井町に限る。）、対馬市、西海市（旧西彼町を除く。）、雲仙市（旧国見町、旧瑞穂町、旧南串山町に限る。）、南島原市（旧有家町、旧布津町、旧深江町を除く。）、長与町、時津町
備考	この表に掲げる区域は、平成21年4月1日における行政区画によって表示されたものとする。ただし、括弧内に記載する区域は、平成13年8月1日における旧行政区画によって表示されたものとする。

別表第3

重油	1リットルにつき41,000キロジュール
灯油	1リットルにつき37,000キロジュール
液化石油ガス	1キログラムにつき50,000キロジュール
他人から供給された熱 (蒸気、温水、冷水)	1キロジュールにつき1.36キロジュール

電気	1キロワット時につき9,760キロジュール（夜間買電（電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第2号に規定する一般電気事業者より22時から翌日8時までの間に電気の供給を受けることをいう。）を行う場合においては、昼間買電（同号に規定する一般電気事業者より8時から22時までの間に電気の供給を受けることをいう。）の消費電力については1キロワット時につき9,970キロジュールと、夜間買電の消費電力量については1キロワット時につき9,280キロジュールとすることができる。）
----	---

附 則

この告示は、平成二十一年四月一日から施行する。

# 住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針

平成 18 年国土交通省告示第 378 号

平成 21 年国土交通省告示第 118 号一部改正

## 1 目的

この指針は、住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準（平成 20 年経済産業省・国土交通省告示第 3 号。以下「判断基準」という。）の 1—1 から 1—9 まで（1—9 の (2) のイの (二) を除く。）の規定に準拠して、住宅の設計、施工及び維持保全に関する指針を定め、住宅についてのエネルギーの使用の合理化に関する措置の適確な実施を確保することを目的とする。

## 2 断熱構造とする部分

屋根（小屋裏又は天井裏が外気に通じているものを除く。）又はその直下の天井、外気等（外気又は外気に通じる床裏、小屋裏若しくは天井裏をいう。以下同じ。）に接する天井、壁、床（地盤面をコンクリートその他これに類する材料で覆ったもの又は床裏が外気に通じないもの（以下「土間床等」という。）を除く。以下同じ。）及び開口部並びに外周が外気等に接する土間床等については、地域の区分（判断基準別表第 1 に掲げる地域の区分をいう。以下同じ。）に応じ、断熱及び日射遮蔽のための措置を講じた構造（以下「断熱構造」という。）とすること。ただし、次の (1) から (5) までのいずれかに該当するもの又はこれらに類するものについては、この限りでない。

- (1) 居室に面する部位が断熱構造となっている物置、車庫その他これらに類する空間の居室に面する部位以外の部位
- (2) 外気に通じる床裏、小屋裏又は天井裏に接する壁
- (3) 断熱構造となっている外壁から突き出した軒、袖壁、ベランダその他これらに類するもの
- (4) 玄関・勝手口及びこれに類する部分における土間床部分
- (5) 断熱構造となっている浴室下部における土間床部分

## 3 躯体の断熱性能等に関する基準

躯体（屋根（小屋裏又は天井裏が外気に通じているものを除く。）又はその直下の天井、外気等に接する天井、壁及び床並びに外周が外気等に接する土間床等をいう。以下同じ。）を 2 に定めるところにより断熱構造とする場合にあっては、次の (1) 及び (3) 又は (2) 及び (3) に定める基準によること。

### (1) 躯体の熱貫流率の基準

鉄筋コンクリート造、組構造その他これらに類する構造（以下「鉄筋コンクリート造等」という。）の住宅にあっては熱橋（構造部材、下地材、窓枠下材その他断熱構造を貫通する部分であって、断熱性能が周囲の部分より劣るものをいう。以下同じ。）となる部分を除いた熱貫流率が、その他の住宅にあっては熱橋となる部分（壁に設けられる横架材を除く。）による低減を勘案した熱貫流率が、それぞれ断熱材の施工法、部位及び地域の区分に応じ、次の表に掲げる基準値以下であること。

住宅の種類	断熱材の施工法	部位	熱貫流率の基準値						
			地域の区分						
			I	II	III	IV	V	VI	
鉄筋コンクリート造等の住宅	内断熱工法	屋根又は天井	0.27	0.35	0.37	0.37	0.37	0.37	
		壁	0.39	0.49	0.75	0.75	0.75	1.59	
		床	外気に接する部分	0.27	0.32	0.37	0.37	0.37	
			その他の部分	0.38	0.46	0.53	0.53	0.53	

	外断熱工法	土間床等の外周	外気に接する部分	0.47	0.51	0.58	0.58	0.58			
			その他の部分	0.67	0.73	0.83	0.83	0.83			
		屋根又は天井			0.32	0.41	0.43	0.43	0.43	0.43	
		壁			0.49	0.58	0.86	0.86	0.86	1.76	
		床	外気に接する部分	0.38	0.46	0.54	0.54	0.54			
			その他の部分								
		土間床等の外周	外気に接する部分	0.47	0.51	0.58	0.58	0.58			
			その他の部分	0.67	0.73	0.83	0.83	0.83			
		その他の住宅	屋根又は天井			0.17	0.24	0.24	0.24	0.24	0.24
			壁			0.35	0.53	0.53	0.53	0.53	0.53
床	外気に接する部分		0.24	0.24	0.34	0.34	0.34				
	その他の部分		0.34	0.34	0.48	0.48	0.48				
土間床等の外周	外気に接する部分		0.37	0.37	0.53	0.53	0.53				
	その他の部分		0.53	0.53	0.76	0.76	0.76				
<p>1 「熱貫流率」とは、土間床等の外周以外の部分にあつては、内外の温度差1度の場合において1平方メートル当たり貫流する熱量をワットで表した数値であつて、当該部位を熱の貫流する方向に構成している材料の種類及び厚さ、熱橋により貫流する熱量等を勘案して算出したものをいい、土間床等の外周にあつては、内外の温度差1度の場合において1メートル当たり貫流する熱量をワットで表した数値であつて、当該土間床等を熱の貫流する方向に構成している材料の種類及び厚さ等を勘案して算出したものをいう。以下同じ。</p> <p>2 鉄筋コンクリート造等の住宅において、「内断熱工法」とは鉄筋コンクリート造等の構造体の内側に断熱施工する方法を、「外断熱工法」とは構造体の外側に断熱施工する方法をいう。以下同じ。</p>											

(2) 断熱材の熱抵抗の基準

イ 各部位の断熱材の熱抵抗が、住宅の種類、断熱材の施工法及び地域の区分に応じ、次の表に掲げる基準値以上であること。ただし、鉄骨造の住宅の壁であつて外張断熱工法及び内張断熱工法以外のものにあつては、ロによるものとする。

住宅の種類	断熱材の施工法	部位	断熱材の熱抵抗の基準値 (単位 1ワットにつき平方メートル・度)						
			地域の区分						
			I	II	III	IV	V	VI	
鉄筋コンクリート造等の住宅	内断熱工法	屋根又は天井		3.6	2.7	2.5	2.5	2.5	2.5
		壁		2.3	1.8	1.1	1.1	1.1	0.3
		床	外気に接	3.2	2.6	2.1	2.1	2.1	

			する部分							
			その他の部分	2.2	1.8	1.5	1.5	1.5		
			土間床等の外周部	外気に接する部分	1.7	1.4	0.8	0.8	0.8	
				その他の部分	0.5	0.4	0.2	0.2	0.2	
		外断熱工法	屋根又は天井		3.0	2.2	2.0	2.0	2.0	2.0
			壁		1.8	1.5	0.9	0.9	0.9	0.3
			床	外気に接する部分	2.2	1.8	1.5	1.5	1.5	
				その他の部分						
			土間床等の外周部	外気に接する部分	1.7	1.4	0.8	0.8	0.8	
				その他の部分	0.5	0.4	0.2	0.2	0.2	
木造の住宅	充填断熱工法	屋根又は天井	屋根	6.6	4.6	4.6	4.6	4.6	4.6	
			天井	5.7	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	
		壁		3.3	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	
		床	外気に接する部分	5.2	5.2	3.3	3.3	3.3		
			その他の部分	3.3	3.3	2.2	2.2	2.2		
		土間床等の外周部	外気に接する部分	3.5	3.5	1.7	1.7	1.7		
			その他の部分	1.2	1.2	0.5	0.5	0.5		
		枠組壁工法の住宅	充填断熱工法	屋根又は天井	屋根	6.6	4.6	4.6	4.6	4.6
天井	5.7				4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	
壁				3.6	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	
床	外気に接する部分			4.2	4.2	3.1	3.1	3.1		
	その他の部分			3.1	3.1	2.0	2.0	2.0		
土間床等の外周部	外気に接する部分			3.5	3.5	1.7	1.7	1.7		
	その他の部分			1.2	1.2	0.5	0.5	0.5		
木造、枠組壁工法又は鉄骨造の住宅	外張断熱工法又は内張断熱工法			屋根又は天井		5.7	4.0	4.0	4.0	4.0
		壁		2.9	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	
		床	外気に接する部分	3.8	3.8	2.5	2.5	2.5		
			その他の部分							
		土間床等の外周部	外気に接する部分	3.5	3.5	1.7	1.7	1.7		



	周部	その他の部分	1.2	1.2	0.5	0.5	0.5	
1	木造又は枠組壁工法の住宅において、「充填断熱工法」とは、屋根にあっては屋根組材の間、天井にあっては天井面、壁にあっては柱、間柱、たて枠の間及び外壁と内壁との間、床にあっては床組材の間に断熱施工する方法をいう。以下同じ。							
2	木造、枠組壁工法又は鉄骨造の住宅において、「外張断熱工法」とは、屋根及び天井にあっては屋根たる木、小屋梁及び軒桁の外側、壁にあっては柱、間柱及びたて枠の外側、外気に接する床にあっては床組材の外側に断熱施工する方法をいう。以下同じ。							
3	木造、枠組壁工法又は鉄骨造の住宅において、「内張断熱工法」とは、壁において柱及び間柱の内側に断熱施工する方法をいう。以下同じ。							
4	一の住宅において複数の住宅の種類又は断熱材の施工法を採用している場合にあっては、それぞれの住宅の種類又は断熱材の施工法に応じた各部位の断熱材の熱抵抗の値を適用するものとする。							
5	鉄筋コンクリート造の住宅における一の部位において内断熱工法と外断熱工法を併用している場合にあっては、外側の断熱材の熱抵抗値を、内側の断熱材の熱抵抗値に加えた上で、上表における「内断熱工法」とみなすことができるものとする。							
6	木造、枠組壁工法の住宅における一の部位において充填断熱工法と外張断熱工法を併用している場合にあっては、外張部分の断熱材の熱抵抗値を、充填部分の断熱材の熱抵抗値に加えた上で、上表における「充填断熱工法」とみなすことができるものとする。							
7	土間床等の外周部の断熱材の熱抵抗の値は、基礎の外側若しくは内側のいずれか又は両方に地盤面に垂直に施工される断熱材の熱抵抗の値を示すものとする。この場合において、断熱材は、基礎底盤上端から基礎天端まで連続に施工し、又はこれと同等以上の断熱性能を確保できるものとしなければならない。							
8	Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ及びⅥ地域において、次のいずれかに該当する場合は、ある壁の断熱材の熱抵抗の値を上表に掲げる壁の基準値に0.5を乗じた値以上とすることができる（下記9若しくは10を適用する住宅又は鉄筋コンクリート造等の住宅を除く。）。							
	(1) 外壁の面積の合計に対する当該壁の面積の比率（以下「当該壁の面積の比率」という。）が11%以下であり、かつ、当該壁以外の壁の断熱材の熱抵抗の値を、上表に掲げる壁の基準値と当該壁の断熱材の熱抵抗の値との差に0.5を乗じた値に、上表に掲げる壁の基準値を加えた値以上とする場合。							
	(2) 当該壁の面積の比率が30%以下であり、かつ、開口部の熱貫流率をⅢ地域にあっては2.33以下、Ⅳ及びⅤ地域にあっては3.49以下、Ⅵ地域にあっては4.65以下とする場合。							
	(3) 当該壁の面積の比率が30%以下であり、かつ、開口部の建具等を4(2)に掲げる基準に適合するものとする場合。この場合において、4(2)イの表中「Ⅰ及びⅡ」とあるのは「Ⅲ」と、「Ⅲ」とあるのは「Ⅳ及びⅤ」と、「Ⅳ及びⅤ」とあるのは「Ⅵ」とし、同表の「Ⅵ」欄は適用しないものとする。							
9	Ⅳ及びⅤ地域において開口部（玄関ドア等を除く。）の熱貫流率を2.33以下とした場合は、上表に掲げる壁の基準値を0.6以上とすることができる（上記8若しくは下記10を適用する住宅又は鉄筋コンクリート造等の住宅を除く。）。							
10	次のいずれかに該当する場合は、屋根又は天井の断熱材の熱抵抗の値を上表に掲げる屋根又は天井の基準値に0.5を乗じた値以上とすることができる（上記8若しくは9を適用する住宅又は鉄筋コンクリート造等の住宅を除く。）。							
	(1) 壁の断熱材の熱抵抗の値を、上表に掲げる屋根又は天井の基準値と当該屋根又は天井の断熱材の熱抵抗の値との差に0.3を乗じた値に、上表に掲げる壁の基準値を加えた値以上とする場合。							
	(2) 開口部の熱貫流率が、Ⅲ地域にあっては2.91以下、Ⅳ及びⅤ地域にあっては4.07以下、Ⅵ地域にあっては4.65以下である場合。							

- (3) 開口部の建具等を4(2)に掲げる基準に適合するものとする場合。この場合において、4(2)イの表中「I及びII」とあるのは「III」と、「III」とあるのは「IV及びV」と、「IV及びV」とあるのは「VI」とし、同表の「VI」欄は適用しないものとする。
- 11 木造の住宅の床(充填断熱工法のものに限る。)において、床根太の相互の間隔が450ミリメートル以上である場合(その場合において、床端部等における床根太相互の間隔が450ミリメートル以下となる部分があるときは、当該部分を含む。)は、当該床の断熱材の熱抵抗の値を上表に掲げる床の基準値に0.9を乗じた値以上とすることができる。
- 12 鉄筋コンクリート造等の住宅でその壁が内断熱工法により施工された場合であつて、かつ、次のいずれかに該当する場合は、壁の断熱材の熱抵抗の値を上表に掲げる壁の基準値に0.9を乗じた値以上とすることができる。
- (1) 開口部(玄関ドア等を除く。)の熱貫流率が、III地域にあつては2.33以下、IV及びV地域にあつては3.49以下である場合。
- (2) 屋根又は天井の断熱材の熱抵抗の値を上表に掲げる屋根又は天井の基準値に1.5を乗じた値以上とし、かつ、開口部(玄関ドア等を除く。)の熱貫流率が、III地域にあつては2.91以下、IV及びV地域にあつては4.07以下である場合。
- 13 一戸建住宅にあつては、床の「外気に接する部分」のうち、住宅の床面積の合計に0.05を乗じた面積以下の部分については、上表において「その他の部分」とみなすことができる。

ロ 鉄骨造の住宅の壁であつて外張断熱工法及び内張断熱工法以外のものにあつては、壁に施工する断熱材の熱抵抗が、地域、外装材(鉄骨柱及び梁の外気側において、鉄骨柱又は梁に直接接続する面状の材料をいう。)の熱抵抗、鉄骨柱が存する部分以外の壁(以下「一般部」という。)の断熱層(断熱材で構成される層をいう。以下同じ。)を貫通する金属製下地部材(以下「金属部材」という。)の有無及び断熱材を施工する箇所の区分に応じ、次の表に掲げる基準値以上であること。

地域	外装材の熱抵抗	一般部の断熱層を貫通する金属部材の有無	断熱材の熱抵抗の基準値 (単位 1ワットにつき平方メートル・度)		
			断熱材を施工する箇所の区分		
			鉄骨柱、鉄骨梁部分	一般部	一般部において断熱層を貫通する金属部材
I	0.56以上	無し	1.91	2.12	
		有り	1.91	3.57	0.72
	0.15以上0.56未満	無し	1.91	2.43	
		有り	1.91	3.57	1.08
	0.15未満	無し	1.91	3.00	
		有り	1.91	3.57	1.43
II	0.56以上	無し	0.63	1.08	
		有り	0.63	2.22	0.33
	0.15以上0.56未満	無し	0.85	1.47	
		有り	0.85	2.22	0.50
	0.15未満	無し	1.27	1.72	
		有り	1.27	2.22	0.72
III、IV、V及びVI	0.56以上	無し	0.08	1.08	
		有り	0.08	2.22	0.33
	0.15以上0.56未満	無し	0.31	1.47	
		有り	0.31	2.22	0.50

	0.15未満	無し	0.63	1.72	0.72
		有り	0.63	2.22	

(3) 構造熱橋部の基準

鉄筋コンクリート造等の住宅の床、間仕切壁等が断熱層を貫通する部分（乾式構造による界壁、間仕切壁等の部分及び玄関床部分を除く。以下「構造熱橋部」という。）においては、次のイからホまでに定める基準により、断熱補強（熱橋に断熱材等を補うことにより断熱性能を強化することをいう。以下同じ。）を行うこと。なお、柱、梁等が断熱層を貫通する場合は、当該柱、梁等が取り付く壁又は床から突出先端部までの長さが900ミリメートル以上の場合は構造熱橋部として扱うこととし、900ミリメートル未満の場合は当該柱、梁等が取り付く壁又は床の一部として取扱うこととする。

イ 断熱補強の熱抵抗の値は、床、間仕切壁等の両面に、断熱材の施工法、地域の区分に応じ、次の表に掲げる基準値以上とすること。ただし、壁が外断熱工法により施工された場合であって、かつ、次の（イ）から（ハ）のいずれかに該当する場合にあっては、断熱補強を省略することができる。

- （イ） 屋根又は天井及び壁の断熱材の熱抵抗の値を、3(2)に掲げる当該部位の基準値に1.3を乗じた値以上とし、かつ、開口部（玄関ドア等を除く。）の熱貫流率がⅢ地域にあっては2.91以下、Ⅳ及びⅤ地域にあっては4.07以下である場合。
- （ロ） Ⅲ、Ⅳ及びⅤ地域において、屋根又は天井及び壁の断熱材の熱抵抗の値を、3(2)に掲げる当該部位の基準値に1.5を乗じた値以上とした場合。
- （ハ） 壁の断熱材の熱抵抗の値を、3(2)に掲げる壁の基準値に1.6を乗じた値以上とし、かつ、開口部（玄関ドア等を除く。）の熱貫流率が、Ⅲ地域にあっては2.91以下、Ⅳ及びⅤ地域にあっては4.07以下である場合。

断熱材の施工法		地域の区分					
		I	II	III	IV	V	VI
内断熱工法	断熱補強の範囲 (単位 ミリメートル)	900	600		450		
	断熱補強の熱抵抗の基準値 (単位 1ワットにつき平方メートル・度)	0.6	0.6		0.6		
外断熱工法	断熱補強の範囲 (単位 ミリメートル)	450	300		200		
	断熱補強の熱抵抗の基準値 (単位 1ワットにつき平方メートル・度)	0.6	0.6		0.6		

ロ 壁が内断熱工法により施工された場合であって、かつ、次の（イ）又は（ロ）に該当する場合にあっては、壁と屋根の取合部における構造熱橋部を除いて、3(3)イに定める断熱補強の範囲及び断熱補強の熱抵抗の基準値を次の表の内容とすることができる。

- （イ） 屋根又は天井及び壁の断熱材の熱抵抗の値を、3(2)に掲げる当該部位の基準値に1.3を乗じた値以上とし、かつ、開口部（玄関ドア等を除く。以下ハ、ニ及びホにおいて同じ。）の熱貫流率が、Ⅲ地域にあっては2.91以下、Ⅳ及びⅤ地域にあっては4.07以下である場合。
- （ロ） Ⅲ、Ⅳ及びⅤ地域において、屋根又は天井及び壁の断熱材の熱抵抗の値を、3(2)に掲げる当該部位の基準値に1.8を乗じた値以上とした場合。

断熱材の施工法		地域の区分		
		III	IV	V
構造熱橋部の梁、柱が室内側に突出していない場合	断熱補強の範囲 (単位 ミリメートル)	200	200	200
	断熱補強の熱抵抗の基準値 (単位 1ワットにつき平方メートル・度)	0.3	0.2	0.2

	メートル・度)			
構造熱橋部の梁、柱が室内側に突出している場合	断熱補強の範囲	梁又は柱の突出先端部までの長さ		
	断熱補強の熱抵抗の基準値 (単位 1 ワットにつき平方メートル・度)	0.3 <sup>1)</sup>	0.2 <sup>1)</sup>	0.2 <sup>1)</sup>
1) 梁又は柱の部分の断熱補強は、連続する壁又は屋根の断熱材の熱抵抗の値と同じとする(以下ハ、ニ及びホにおいて同じ。)				

- ハ IV及びV地域において、壁が内断熱工法により施工された場合であって、かつ、次の式によって算出される数値が、次の表に掲げる数値以上となる場合にあっては、3(3)イにかかわらずそれぞれ該当する断熱補強を省略することができる。

$$Y = 20 + 16 \times Cr + 21 \times Cw - 12 \times Um$$

この式において、Cr、Cw、Umは、それぞれ次の数値を表すものとする(以下ニ及びホにおいて同じ)。  
 Cr 屋根又は天井に施工する断熱材の熱抵抗の値を、3(2)に掲げる当該部位の基準値で除した値  
 Cw 壁に施工する断熱材の熱抵抗の値を、3(2)に掲げる当該部位の基準値で除した値  
 Um 開口部の熱貫流率

構造熱橋部の形状	Yが下記数値以上となる場合に、断熱補強が省略できる箇所		
	床面のみ	壁面のみ	全ての部位
構造熱橋部の梁、柱が室内側に突出している場合	16.3	8.7	24.8
構造熱橋部の梁、柱が室外側に突出している場合	11.2	9.0	19.6
構造熱橋部の梁、柱が室内側、室外側いずれにも突出していない場合	15.2	14.4	29.0

- ニ III地域において、壁が外断熱工法により施工された場合であって、かつ、次の式によって算出される数値が、次の表に掲げる数値以上となる場合にあっては、3(3)イにかかわらずそれぞれ該当する断熱補強を省略することができる。

$$Y = 6 + 17 \times Cr + 20 \times Cw - 12 \times Um$$

構造熱橋部の形状	Yが下記数値以上となる場合に、断熱補強が省略できる箇所		
	床と壁の取合部又は壁と壁の取合部	壁と屋根の取合部	全ての部位
構造熱橋部の梁、柱が室内側に突出している場合	3.2	4.2	7.2
構造熱橋部の梁、柱が室外側に突出している場合	8.8	5.7	14.3
構造熱橋部の梁、柱が室内側、室外側いずれにも突出していない場合	5.8	17.2	20.3

- ホ IV及びV地域において、壁が外断熱工法により施工された場合であって、かつ、次の式によって算出される数値が、3(3)ニの表に掲げる数値以上となる場合にあっては、3(3)イにかかわらずそれぞれ該当する断熱補強を省略することができる。

$$Y = 20 + 17 \times Cr + 20 \times Cw - 12 \times Um$$

#### 4 開口部の断熱性能等に関する基準

開口部を2に定めるところにより断熱構造とする場合にあっては、次の(1)又は(2)に定める基準によること。

- (1) 熱貫流率及び夏期日射侵入率の基準